

Q&A 先月の技術相談から

知的財産権の活用について

Q: 林産試験場の所有特許等を個人(民間会社)で利用することができますか?できるとすると、どのような手続きが必要ですか。また、料金はいくらですか?

A: 林産試験場は、平成22年4月1日より22試験研究機関からなる北海道立総合研究機構(略称:道総研)の一員となりました。22機関の特許・登録品種などは、北海道の所有から道総研の所有となりました。これらのうち道総研が単独で所有しているものは、道総研のホームページで公開しています。

<http://www.hro.or.jp/get/intellectual/>

林産試験場では23年9月30日現在、単独・民間企業との共有を含め、特許権14件、意匠権3件、品種登録4件を所有しています。林産試験場ホームページ・知的財産権一覧に掲載しています。

<http://www.fpri.hro.or.jp/gijutsujoho/tokkyo.htm>

これらの特許等を利用するには、道総研と契約を結び利用料(実施料)を支払っていただく必要があります。

特許等の実施料=基本額×実施料率×1.05

登録品種の実施料=登録品種を利用して得た対価に相当する額×定率×1.05

注:実施料率等は、条件により変わります。

詳しくは、道総研の契約事務担当におたずねください。

契約事務担当:研究企画部研究企画グループ
住所:札幌市北区北19条西11丁目1番地9
電話:直通011-747-2809

【特許・意匠等の利用申請事務の流れ】

(1)利用申請時に提出していただくもの(図-1参照)

- ・特許等の共有者の同意書(共有特許の場合)
- ・実施許諾申請書
- ・契約書

(2)実施料支払時に提出していただくもの(図-2参照)

- ・実施状況報告書
- ・実施料支払(実施料=基本額×実施料率×1.05)

【登録品種の利用申請事務の流れ】

(1)利用申請時に提出していただくもの(図-3参照)

(登録品種各書類のやりとりは、林産試験場企業支援部普及調整グループを経由して行います。)

- ・許諾申請書

・契約書
(2)実施料支払時に提出していただくもの(図-4参照)

- ・実施状況報告書
- ・実施料支払(定率と定額の場合があります。)

注:図は、手順の大まかな流れを示しています。

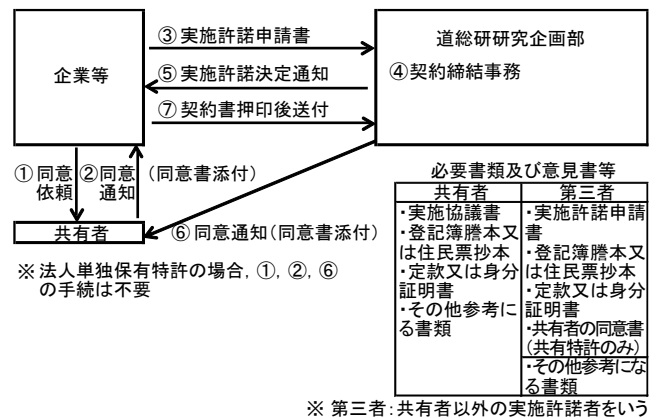


図1 特許・意匠等の利用申請手続

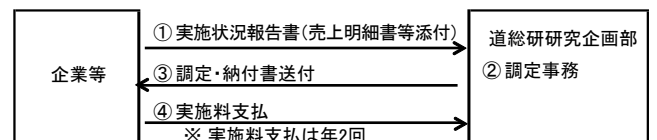


図2 特許・意匠等の利用における実施料支払手続

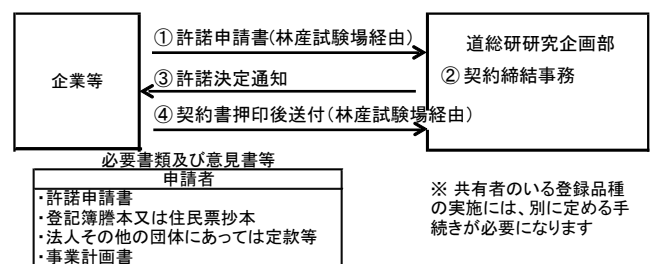


図3 登録品種の利用申請手続

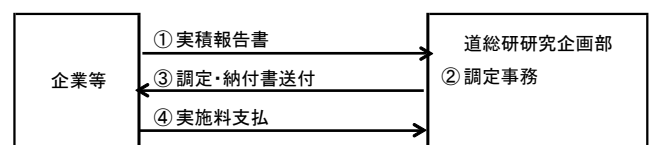


図4 登録品種の利用における実施料支払手続

(企業支援部 普及調整グループ 鎌田正俊)